健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

- 1 請願・陳情の審査
 - (1) 請願第17号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願
 - **資料1** 「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願」について
 - 参考資料1 川崎市路上喫煙の防止に関する条例
 - 参考資料 2 川崎市路上喫煙の防止に関する条例施行規則
 - 参考資料3 改正健康増進法の体系
 - 参考資料4 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内
 - 参考資料 5 「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金」のご案内
 - 参考資料 6 商業・サービス業・農林水産業活性化税制
 - 参考資料 7 受動喫煙防止対策資金利用のご案内

令和2年11月12日

健康福祉局

資料 1

「地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する請願」について

1 公共喫煙所及び特定屋外喫煙場所について

(1)公共喫煙所(指定喫煙場所)

川崎市では、たばこの火から歩行者を守り、身体及び財産の安全を確保することを目的として「川崎市路上喫煙の防止に関する条例」を平成18年4月に施行しており、特に人通りの多いターミナル駅周辺等の路上喫煙防止重点区域内には、公共喫煙所の一つとして、条例第8条ただし書きに基づく「指定喫煙場所」を市内15か所に設置しています。

(2) 特定屋外喫煙場所

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めた改正健康増進法が平成30年7月に成立・公布され、令和2年4月1日に全面施行されました。

病院や学校、行政機関等の第一種施設は、令和元年7月1日から「敷地内禁煙」ですが、屋外で受動 喫煙を防止するために必要な措置**がとられた特定屋外喫煙場所を設置することができます。

(必要な措置)

- ○喫煙をすることができる場所が区画されていること
- ○喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
- ○第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること

なお、飲食店やオフィス等の第二種施設は、令和2年4月1日から「原則屋内禁煙」ですが、喫煙を認める場合は喫煙専用室等の設置が必要です。

2 喫煙室の設置助成について

(1)受動喫煙防止対策助成金(国)

労働者災害補償保険が適用される中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙室等の設置等にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費等の経費に対して助成を行うものです。

また、労働者災害補償保険が適用されない事業主(いわゆる「一人親方」)に対しては、「生衛業受動 喫煙防止対策事業助成金」の制度が整備されています。

ア 助成対象

- (ア)既存の小規模飲食店における「喫煙専用室」等の設置・改修
- (イ)第二種施設の屋外喫煙所(閉鎖系)の設置・改修
- イ 助成内容

対象経費の補助率1/2(飲食店等を営んでいる事業場は2/3)、上限額100万円

(2) 特別償却又は税額控除措置(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)(国)

商業・サービス業等を営み、青色申告書を提出する中小企業者等が、令和3年3月31日までに、認定経営革新等支援機関等(商工会議所等)による、経営改善に関する指導に基づいて、一定の要件を満たした経営改善設備等の取得を行った場合に、取得価額の特別償却(30%)又は税額控除(7%)の適用が認められます。

(3) 融資・利子補給制度(神奈川県)

喫煙室等を整備しようとする中小企業者への金融支援策として実施しているものです。

ア助成対象

神奈川県の認定を受けて、「神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例」に適合する喫煙室等を整備しようとする、従業員数30人(卸売業・小売業・サービス業の場合は10人)以下の中小企業者 イ 支援内容

- (ア)受動喫煙防止対策融資(限度額2,500万円、利率2.1%以内)
- (イ)中小企業受動喫煙防止設備資金利子補給

(利子補給率:融資利率の1/2以内、利子補給期間5年以内)

3 喫煙ルール向上に関する普及啓発等

(1)路上喫煙防止

- ア 路上喫煙防止対策指導員による巡回指導
 - (会計年度任用職員18名(客引き行為等防止対策兼務)により、週5日、重点区域を中心に6:30~22:00 の間で巡回)
- イ 啓発キャンペーン活動(ポイ捨てと連携し、重点区域内の駅を中心に、毎月各区の様々な駅にて実施)
- ウ 路面標示、のぼり旗・電柱幕の設置
- エ 各種広報の実施(ポスター掲示、市インターネットホームページへの掲載、市営バス車内広報等)

(2) 受動喫煙防止

- ア 受動喫煙防止対策会計年度任用職員による飲食店等への戸別訪問
 - (4名により、週4日、飲食店等を中心に、各日、半日程度訪問)
 - (ア)「原則屋内禁煙」であること、屋内での喫煙には「喫煙室の設置が必要であること」などを説明 (イ)敷地内の屋外に灰皿を設置している場合は、周囲の状況に配慮するようチラシを配布
- (1) | 気地内の産外に火血を設置している場合は、同曲の状況に配慮するより プンを配加 イ 市民や事業者からの相談・通報対応の際、喫煙する場合等において周囲の状況に配慮義務があるこ
- ウ 各種広報の実施(九都県市で共同作成したロゴマークを活用したポスター掲示、市インターネットホームページへの掲載、市営バス車内広報、マスク配布等)

4 請願の要旨に対する本市の考え方

請願の要旨	本市の考え方
1 地方たばこ税の一部を活用した、公共喫煙所や特定屋外喫煙場所等の増設・維持について	(公共喫煙所(指定喫煙場所)) 指定喫煙場所については、日本たばこ産業株式会社から施設設備を寄贈いただくことなどにより、整備・改修を行っています。今後も引き続きの御協力を賜りながら、必要に応じた指定喫煙場所の環境改善に向けて取り組んでまいります。 (特定屋外喫煙場所) 改正健康増進法の趣旨である受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮し、敷地内禁煙による受動喫煙対策を講じることが必要と考えますが、市民等施設を利用する喫煙者への便宜を図る観点から、必要がある場合には、施設管理者の判断の下、必要な措置を講じた上で、特定屋外喫煙場所を設置できることとしています。
2 地方たばこ税の一部を活用し、公共施設や飲食店等の喫煙室設置助成の促進について	ホームページやチラシを用いた広報において、既存の国による財政・税制支援である「受動喫煙防止対策助成金」等について周知し、事業者の負担軽減に努めてまいります。
3 地方たばこ税の一部を活用し、喫煙ルール向上に関する普及啓発等の事業への充当について	路上喫煙の防止や、望まない受動喫煙を防ぐ観点から喫煙する場合も配慮義 務があることなど、喫煙ルールの徹底やマナー向上に関する普及啓発等の効果 的な手法について検討してまいります。
4 国に対し、地方た ばこ税を分煙環境整備に活用できる全国 的な制度整備の要望 について	総務省自治税務局「令和2年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」(令和2年1月23日)において、望まない受動喫煙を防止するため、屋外分煙施設等の整備を図るために、積極的に地方のたばこ税の活用を検討していただきたい旨記載されたところですので、効果的な受動喫煙防止対策について検討してまいります。

○川崎市路上喫煙の防止に関する条例

平成17年12月22日条例第95号

川崎市路上喫煙の防止に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙を防止することにより、市民等の身体及び財産の安全の確保を図り、 もって市民の生活環境の向上に資することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 路上喫煙 道路、川崎市駅前広場占用条例(昭和38年川崎市条例第20号)第3条に規定する駅前広場その他の一般交通の用に供する場所において、たばこを吸うこと及び火の付いたたばこを持つことをいう。
 - (2) 市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。
 - (3) 事業者 本市の区域内で事業活動を行うものをいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙の防止に係る意識の啓発を図る等必要な 施策を推進しなければならない。

(市民等及び事業者の責務)

第4条 市民等及び事業者は、この条例の目的を達成するために市が実施する路上喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。

(喫煙者の責務)

第5条 市民等は、路上喫煙をしないよう努めるものとする。

(路上喫煙防止重点区域)

- 第6条 市長は、市民等の身体及び財産の安全の確保を図るため、路上喫煙を特に防止する必要があると認める区域を路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示する。

(重点区域の指定の変更等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

2 前条第2項の規定は、前項の規定により重点区域の指定を変更し、又は解除する場合について 準用する。

(重点区域における路上喫煙の禁止)

第8条 市民等は、重点区域において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。 (罰則)

第10条 第8条の規定に違反した者は、20,000円以下の過料に処する。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第10条、次項及び附則第3項の規定は、 同年10月1日から施行する。 ○川崎市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

平成18年3月31日規則第32号

改正

平成20年3月31日規則第16号

平成28年3月31日規則第12号

川崎市路上喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、川崎市路上喫煙の防止に関する条例(平成17年川崎市条例第95号。以下「条例」という。)の実施のため必要な事項を定めるものとする。

(標識の設置)

第2条 市長は、条例第6条第1項の規定により路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」という。) を指定したときは、重点区域内に標識を設置するものとする。

(重点区域の指定等に係る告示)

- 第3条 条例第6条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 指定した重点区域の名称及び区域
 - (2) 指定の効力が生ずる日
- 2 条例第7条第2項において準用する条例第6条第2項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 指定を変更し、又は解除した重点区域の名称及び区域
 - (2) 指定の変更又は解除の効力が生ずる日

(路上喫煙防止指導員)

- 第4条 条例第10条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を置く。
- 2 路上喫煙防止指導員は、市長が任命する。
- 3 路上喫煙防止指導員は、路上喫煙の防止に関する事務を行う場合においては、路上喫煙防止指導員証(第1号様式)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(告知及び弁明の機会の付与)

第5条 市長は、条例第10条の規定により過料を科すときは、告知書・弁明書(第2号様式)により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

(過料)

(委任)

- 第6条 市長は、条例第10条の規定により過料を科する場合においては、過料決定書(第3号様式) を交付するものとする。
- 2 条例第10条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。
- 第7条 この規則の実施のため必要な事項は、市民文化局長が定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第5条及び第6条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第16号抄)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分 の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。 (裏)

川崎市路上喫煙の防止に関する条例(抜粋)

(路上喫煙防止重点区域)

第6条 市長は、市民等の身体及び財産の安全の確保を図るため、路上喫煙を特に 防止する必要があると認める区域を路上喫煙防止重点区域(以下「重点区域」とい う。)として指定することができる。

9.5cm

- 2 市長は、前項の規定により重点区域を指定したときは、その旨を告示する。 (重点区域における路上喫煙の禁止)
- 第8条 市民等は、重点区域において路上喫煙をしてはならない。ただし、市長が別に定める場所においては、この限りでない。 (罰則)
- 第10条 第8条の規定に違反した者は、20,000円以下の過料に処する。

川崎市路上喫煙の防止に関する条例施行規則(抜粋)

(路上喫煙防止指導員)

- 第4条 条例第10条に規定する過料の処分に係る事務その他の路上喫煙の防止に関する事務を行わせるため、路上喫煙防止指導員を置く。
- 2 路上喫煙防止指導員は、市長が任命する。
- 3 路上喫煙防止指導員は、路上喫煙の防止に関する事務を行う場合においては、 路上喫煙防止指導員証(第1号様式)を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、 これを提示しなければならない。

第2号様式

				第		号
	生和妻	• 弁明書		年	月	日
住所	- T까급	* 开奶音				
氏名	様					
			川岭土官			ĽП
			川崎市長			印
あなたが行った、次の行為は、						
例第95号。以下「条例」という。 ます。	,)弗8年及(プ男10余のた	見足により	週科処グ	がり対象	となり
また、この処分に先立ち、弁明	月の機会を作	け与します。				
日時年	月 日	午前・午後	時	分ころ	1	
7,71 7,11.1	(手上口は)	マナンナフロタ L	. 咽. (久.)	空 0 夕 当	三)	
内 容 路上喫煙防」 弁明の機会の付与の方式	上里尽区域的 弁明書の		突煙(余例	用8余遅	<u></u>	
弁明書の提出先及び提出期限	提出先	<u> ж</u>				
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	提出期限	艮	年	月	日()	
				年	月	日
(あて先)川崎市長				'	/ *	
いてのしわり、各門書を担け	على على					
以下のとおり、弁明書を提出し	ンます。 -					
住所						
		į				
弁明の内容						
□ 告知のとおり認め、弁明で	けることは あ	りません。				
□ 次のとおり弁明します。						
□ 弁明書の提出期限までにす	中明書を提出	します。				

- 注1 弁明書は次の事項を記載した書面により提出してください。(1)提出される方の氏名及び住所 (2) 弁明に係る件名(不利益処分の内容など) (3)当該弁明に係る不利益処分の原因となる事実その他当 該事案の内容についての意見
 - 2 弁明をするときは、証拠書類等を提出することができます。
 - 3 期限までに弁明書の提出のない場合は、弁明の機会を失います。

第3号様式

										第		号
										年	月	日
				過料	決定書	ŧ						
住所												
氏名		*	羕									
₽ V °H		Į.	30									
過	料							円				
適用条	項	 川崎市路_	上喫煙の		こ関す	る条例	第1	 0条				
処分事由												
		- 喫煙防止重/							違反)		
日	時	年	月	日	午前	・午後	2	時	分	頃		
場	所	川崎市	区									
上記のとお	n	過料に処しる	‡す									
T-110.5 C #0	<i>)</i> \		> / 0									
							Щ	崎市县	Ī.			印
この処分に不服があるときは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して3月以内												
に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、												
この決定書を受け取った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の 送達を受けた日)の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の												
代表者となります。)提起することができます。												

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

•学校、児童福祉施設

第一種施設

- ·病院、診療所
- 行政機関の庁舎

〇 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

2019年 7月1日 施行

2020年

4月1日

施行

上記以外の施設*

第二種施設

- -事務所
- •工場
- ・ホテル、旅館
- •飲食店
- ·旅客運送用事業船舶、鉄道
- •国会、裁判所
- * 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住 の用に供する場所は適用除外

【経過措置】

既存の経営規模の 小さな飲食店

- 個人又は中小企業が経営
- 客席面積100㎡以下

原則屋内禁煙(喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要) 経営判断により選択

屋内禁煙

喫煙専用室設置(※)

加熱式たばこ専用の

喫煙室設置(※)



or

室外への煙の流出防止措置

○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能

喫煙可能(※)



- ※ 全ての施設で、 喫煙可能部分には、
 - ①喫煙可能な場所である 旨の掲示を義務づけ
- ②客・従業員ともに 20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店 公衆喫煙所
- 施設内で喫煙可能(※)

喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例)できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年 1月24日 施行

経営判

断

屋外や家庭など

「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

健康増進法が改正され、2020年4月から**原則屋内禁煙が義務化**されています。 職場での受動喫煙防止対策を行う際には、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助 成金」を、ぜひご活用ください。

対象となる事業主

次の(1)~(3)すべてに該当する事業主が対象です。

/ 4 \	
(7)	労働者災害補償保険の適用事業主
\ 1 /	1 分割百分百間度休圾以過几乎未干

(2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主

	業種	常時雇用する 労働者数 ^{※1}	資本金または出 資の総額 ^{※1}
小売業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療・福祉、 複合サービス(例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1 億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、 運輸業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 労働者数か資本金等のどちらか一方の条件を満たせば、中小企業事業主となります。

(3) 事業場内において、措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主

助成の対象となる措置

1	喫煙専用室 の設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、 天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外 の使用 ×
2	指定たばこ専用喫煙室の 設置・改修 (既存特定飲食提供施設)	・入口における風速が0.2 m/秒以上 ・煙が室内から室外に流出しないよう、壁、 天井などによって区画されていること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること	喫煙外 の使用 ○
3	屋外喫煙所(閉鎖系) の 設置・改修 (第二種施設)	・事業場の屋内を全面禁煙とすること ・煙を屋外または外部の場所に排気すること ・喫煙所の直近の建物の出入口などにおける 浮遊粉じん濃度が増加しないこと	喫煙外 の使用 ×

助成内容

助成対象経費		助成率	上限額
	上記①~③の措置にかかる工費、 設備費、備品費、機械装置費など	1/2 既存特定飲食提供施設で料理店、飲食店等 を営んでいる事業場は2/3	100万円

- ・交付は事業場単位とし、**1事業場につき1回のみ**とします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- ・同じ事業場で複数の場所に措置*2 を講じる場合は、1件の申請としてまとめて申請してください。 ※2 同時期に行う措置で、①~③のいずれか、または複数の組み合わせ。合計の場合も上限額は100万円です。
- ・既存特定飲食提供施設の料理店、飲食店等への助成率は2/3に引き上げています。この機会にぜひ、ご利用ください。



この助成金の受給にあたっては、**喫煙専用室の設置などの事業計画の内容が技術的** および経済的な観点から妥当であることが必要です。そのため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のように定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると都道府県労働局長が認める場合を除き、単位面積当たりの助成対象経費上限額までで助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置を行おうとする喫煙室等の 単位面積当たりの助成対象経費上限額	
①喫煙専用室の設置・改修		
②指定たばこ専用喫煙室などの設置・改修	60万円/㎡	
③屋外喫煙所(閉鎖系)の設置・改修		

例)飲食店以外の事業場で3㎡の喫煙専用室の設置・改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として3㎡×60万円/㎡=**180万円まで(助成額にして90万円まで)**しか認められません。

交付申請に必要な書類 *印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金交付申請書*
2	受動喫煙の防止に係る事業計画*
3	交付要件に該当する旨及び不交付要件には該当しない旨の申立を行う書類*
4	措置を講じる場所の工事前の写真(申請日から3か月以内に撮影したもの)
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を 説明する書類
8	講じる措置に関する施工業者からの見積書の写し (2業者以上必要)
9	事業開始の特例に係る申請書(交付決定前に契約、支払などを行う場合のみ)
10	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

労働局で保有している情報から助成事業者が要件に該当するか判断がつかない場合など、内容に不明な点がある場合は、確認のための追加資料を求める場合がありますので、ご留意ください。

事業実績報告に必要な書類 * 印の書類には所定の様式があります。

1	受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書*
2	受動喫煙の防止に係る事業結果概要報告書*
3	受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し
4	交付決定内容を変更した場合、受動喫煙防止対策助成金交付決定内容変更承認通知書 の写し(複数回変更している場合は、すべての写し)
5	工事に関しての領収書、経費についての内訳の写し、領収書の金額が正しいことを証 する書面(振込明細書など)
6	措置を講じた場所や受動喫煙を防止するための設備・備品の詳細を確認できる写真 (工事終了後速やかに撮影したもの)
7	交付決定を受けた内容と実際に実施した事業が相違ないことを説明する書類
8	講じた措置が要件を満たしていることが確認できる資料
9	その他都道府県労働局長が必要と認める書類

申請手続の流れ

申請内容の検討

交付要綱などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、関係資料を準備しましょう。不明な点があれば、所轄の都道府県労働局(労働基準部健康課または健康安全課)や相談支援業務の相談ダイヤル(最終ページ参照)にお気軽にご相談ください。

交付申請

申請書類を2部ずつ、所轄の**労働局(労働基準部健康課または健康安全課)**に提出してください。労働局での審査期間は原則1か月以内です。

交付決定通知書受領

助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書」を発行します。

この交付決定通知書を受領してから、工事に着手してください。

※原則、施工業者との契約や支払いも、交付決定通知書を 受領してから行ってください。

工事の発注・施工

交付決定の内容に従って工事を実施してください。

事業内容に変更がある場合は、「交付決定内容変更承認申請書」を 所轄の労働局に提出し、承認を受ける必要があります。

工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細を受領してください。 分割払いや親会社の支払い、リース契約による支払いの場合には、 助成金は交付できませんので、ご注意ください。

工事費用の支払い

事業実績報告

報告書類を2部ずつ、所轄の**労働局(労働基準部健康課または健康** 安全課)に提出して、実績報告をしてください。

報告は、交付決定の際に指定された期日までに行ってください。

交付額確定通知書受領

最終的に助成金の交付が適当と認められると、労働局で「受動喫煙 防止対策助成金交付額確定通知書」を発行します。

請求書の提出

所定の様式の請求書に、助成金の振込先として指定する口座等の情報について記載し、所轄の**労働局(労働基準部健康課または健康安全課)**に提出してください。

助成金の受領

請求書の提出時に指定した口座に、助成金を振り込みます。

消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

この助成金に係る仕入控除税額が確定したら、**遅くとも助成事業** 完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに所定の様式に従って、所轄の労働局(労働基準部健康課または健康安全課)に提出してください(仕入控除税額がゼロ円の場合を含む)※。

実施状況報告

設置した設備の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定の際に指示されたとおり、所轄の**労働局(労働基準部健康課または健康安全課)**に報告してください。**毎年の報告が必要です。**

※ 仕入控除税額があることが確定した場合の返納方法については、都道府県労働局に確認してください。

申請に当たっての注意点

- ▶ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、厳格な運用が求められる制度です。助成金の交付要綱、交付要領、その他の規定類をよく読み、制度の内容を理解してから申請してください。
- ▶ 偽りやその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ▶ 受付は原則申請順とし、**申請額が予算額に到達した場合、申請受付を締め切る予定**です。お早めに お申し込みください。

厚生労働省が実施する支援事業

厚生労働省では、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対する支援を行っています。申請書類の書き方や風速に関する要件の満たし方など、助成金の申請の際に参考になる助言や、実績報告の際に必要となる測定機器の貸出しを行っています。 **利用はすべて無料**です。ぜひ、ご利用ください。

受動喫煙防止対策の技術的な相談

◆相談支援・周知啓発業務

- ① 事業場における喫煙室の設置、浮遊粉じんまたは換気量の要件への対応など技術的な内容について、専門家による電話相談を行います(必要に応じて実地指導も実施)。
- ② 受動喫煙防止対策に関する説明会を全国で実施します。
- ③ 企業の研修や団体の説明会に講師を派遣し、受動喫煙防止対策について説明します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、すべての職場の方がご利用いただけます。

【相談ダイヤル】 050-3537-0777

【ホームページ】 http://www.jashcon.or.jp/contents/second-hand-smoke

【事業委託先】 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

喫煙室などの要件の確認や職場環境の実態把握

◆測定機器の貸出業務

- ① 職場環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計、風速計の無料貸出しを行います。 機器の往復の送料も無料です。予約はお早めに!!
- ② 必要に応じて、測定方法の説明も行います。
- ③ 企業の研修や団体の説明会で、専門家が実演を交えながら、測定方法を説明します。 展示用の機器も無料で貸し出します。
- ④ 助成金の対象企業に限らず、すべての職場の環境測定にもご利用いただけます。

【受付ダイヤル】 **03-3635-5111** (FAX 050-3730-9375)

【ホームページ】 https://www.sibata.co.jp/news/news-36014/

【事業委託先】 柴田科学株式会社

厚生労働省のホームページ

◆職場における受動喫煙防止対策について

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

◆ 受動 喫煙防止対策助成金 (申請様式のダウンロードや、本助成金の手引きなど)

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html

ご不明な点は、**事業場のある都道府県労働局**にご相談ください。

助成金の申請・相談等:労働基準部健康課または健康安全課

生活衛生営業を営む事業主の皆様へ

(令和2年度版)

「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金」のご案内 令和2年4月から、原則、屋内禁煙。喫煙するためには「喫煙室」の設置が必要です。

健康増進法が改正され、令和2年4月から原則、屋内禁煙が義務化されました。

飲食店

令和2年4月1日から 「原則、屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室等 を設置して喫煙することは可能です。

オフィス・事業所など

事務所、工場、ホテル・旅館など

令和2年4月1日から 「原則、屋内禁煙」です。

※喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室 を設置して喫煙することは可能です。

【経過措置】既存特定飲食提供施設(① 客席面積100㎡以下、② 資本金5000万円以下) は「喫煙標識」等を掲示し、喫煙可能とする猶予措置があります。

受動喫煙防止対策を行う際、費用の一部を支援する「受動喫煙防止対策助成金」制度があります。労働災害補償保険による助成の対象外(いわゆる「一人親方」)となる生活衛生関係営業者の皆様は、下記の助成制度をご活用ください。

助成制度の対象となる事業主

次の(1)から(3)のすべてに該当する事業主(<u>令和2年4月1日以降に新規開設したものを除く。</u> ただし、屋外禁煙所の設置は新規開設事業主も対象。)が対象です。

(1)	労働者災害補償保険の適用対象外となっている事業主(いわゆる「一人親方」)		
(2)	次のいずれかに該当する「生活衛生関係営業」を営む事業主		
	[サービス業] 1. 理容店 2. 美容店 3. 興行場(映画館など) 4. クリーニング店 5. 公衆浴場(銭湯) 6. ホテル、旅館 7. 簡易宿泊所 8. 下宿営業	〔販売業〕 1. 食肉販売店 2. 食鳥肉販売店 3. 氷雪販売業 〔飲食業〕	
		 1. すし店 2. めん類店(そば、うどん店) 3. 中華料理店 4. 社交業(スナック、バーなど) 5. 料理店(料亭など) 6. 喫茶店 7. その他の飲食店(食堂、レストランなど) 	
(3)	事業場内において、受動喫煙防止措置を講じた区域以外を禁煙とする事業主		

助成の対象となる措置事業

1	右の基準を満たす 喫煙専用室等の設置・改修 指定たばこ(加熱式たばこ)喫煙専用室、 喫煙可能室、喫煙目的室及び屋外喫 煙所(閉鎖型)も対象	・喫煙専用室等の出入口で、喫煙室内に向かう風速が、 0.2m/秒以上 ・たばこの煙が専用室外に流出しないよう、壁、天井等(注1) によって区画(注2)されていること (注1)「壁、天井等」とは、建物に固定された壁、天井のほか、ガラス窓 等も含むが、たばこの煙を通さない材質・構造のものであること。 (注2)「区画」とは、出入口を除いた場所において、壁等により床面か ら天井まで仕切られていることをいい、たばこの煙が流出するよ うな状態が認められないこと。
2	右の基準を満たす 脱煙機能付き喫煙ブースの整備	事業主の責めに帰すことができない事由により、上記①の基準を満たすことが困難な場合において、次の機能を有する脱煙機能付き喫煙ブースを整備することにより、上記①の基準と同等程度のたばこ煙の流出防止を行うことア 総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であることイ 当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/㎡以下であること

助成制度の内容

助成対象経費	助 成 率	上限
上記①及び②の措置事業に係る工設備費、備品費、機械装置費、管理 及び雑役務費	1/2	100万円

- ・助成金の交付は、各事業場単位とし、1**事業場につき1回**のみとします。過去にこの助成金を交付された事業場は申請できません。
- 事業計画の内容に対して他の助成金等を受けている、または申請を行っている場合は申請できません。
- •同一事業場の複数箇所に受動喫煙防止措置事業を講じる場合は、まとめて1件の申請としてください。 (同時期に行う事業で、上記①、②のいずれか、又は複数の組み合わせに助成。上限額は100万円。)

留意 事項 この助成金の受給に際しては、喫煙専用室の設置等の事業計画の内容が技術的、 経済的な観点から妥当であることが必要です。このため、特に経済的な観点の目安として、単位面積当たりの助成対象経費の上限額を下表のとおり定めています。

単位面積当たりの助成対象経費が下表に掲げる上限を超える場合は、合理的な理由があると(公財)全国生活衛生営業指導センター(以下「全国指導センター」という。)理事長が認める場合を除き、単位面積当たり助成対象経費の上限額内で助成金の交付決定を行いますのでご注意ください。

交付対象	設置する喫煙専用室等の単位面積 当たりの助成対象経費上限額	
①喫煙専用室等の設置・改修 ②脱煙機能付き喫煙ブースの設置・改修	60万円/㎡	

(例) 飲食店以外の事業場で3㎡の喫煙室の設置または改修を行う計画の場合、合理的な理由があると認められない限り、助成対象経費として3㎡×60万円=180万円まで(助成額にして90万円まで)を交付します。

申請手続きの流れ

申請内容の検討

実施要領などを読み、この助成金の制度を把握し、申請書の作成、 関係資料を準備しましょう。不明な点があれば、全国指導センター にお気軽にご相談ください。

交付申請

申請書類を2部ずつ、事業所所在地の(公財)都道府県生活衛生営業指導センター(以下「都道府県指導センター」という。)に提出してください。審査期間は原則1か月以内です。※書類の形式的審査を都道府県指導センターで、詳しい技術的審査を全国指導センターで行います。

交付決定通知書受領

助成金の交付が適当と認められると、全国指導センターが「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付決定通知書」を発行・送付するので、この通知書を受領してから、工事に着手してください。

工事の発注・施工

交付決定の内容に従って工事を実施してください。事業内容に変 更がある場合は、「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付決定 内容変更承認申請書」を都道府県指導センターに提出し、全国指 導センター理事長の承認を受ける必要があります。

工事費用の支払い

工事が完了したら費用を支払い、領収書と明細書を受領してください。<u>分割払いやリース契約による支払いの場合には、助成金は交付できません</u>ので、ご注意ください。

事業実績報告

実績報告書類を2部ずつ、事業所所在地の都道府県指導センターに提出してください。実績報告は、交付決定の際に指定された期日までに行ってください。

交付額確定通知書受領

最終的に助成金の交付が適当と認められると、全国指導センターが「受動喫煙防止対策事業助成金交付額確定通知書」を発行・送付します。

請求書の提出

確定通知書を受領した後、所定の様式の請求書に<u>助成金の振込先として指定する口座等の情報を記載し、全国指導センターに提出</u> (送付)してください。

助成金の受領

請求書の提出時に指定した口座に、助成金を振り込みます。

消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

この助成金にかかる仕入控除税額が確定した場合は、遅くとも助成事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに所定の様式を作成して、全国指導センターに提出(送付)してください。

※ 仕入控除税額があることが確定した場合の返納方法については、全国指導センターに確認してください。

申請に当たっての注意点

- ◎ この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく厳格な運用が求められますので、助成金の実施要領等の規定類をよく読み、制度の内容を十分理解の上申請してください。
- ◎ 偽り、その他の不正行為により助成金の交付を受けた場合や、交付決定の内容、付された条件等に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。さらに、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◎ 申請額の総額が予算額に到達した時点で、申請の受付を締め切ることとしています。

交付申請に必要となる書類 ※印の書類には所定の様式があります。

1	生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付申請書 ※
2	生衛業受動喫煙防止対策に係る事業計画 ※
3	生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付要件等に関する確認申立書 ※
4	措置(工事等)を講じる場所の工事前の写真(申請日から3ヶ月以内に撮影したもの)
5	設置を予定している喫煙室や換気装置の場所など助成事業の詳細を確認できる資料
6	講じる措置が要件を満たして設計されていることが確認できる資料
7	事業場の室内とそれに準ずる環境で、措置を講じる区域以外での喫煙を禁止する旨を説明する書類
8	実施する措置に関する施工業者からの見積書の写し(2業者以上必要)
9	その他(公財)全国生活衛生営業指導センター理事長が必要と認める資料

[※]事業実施報告に必要な書類等については、全国指導センター又は都道府県指導センターに確認してください。

助成金の申請窓口は 各都道府県生活衛生営業指導センター

北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神系海森手城田形島城木馬玉葉京川県道県県県県県県県県県県駅県	011-615-2112 017-722-7002 019-624-6642 022-343-8763 018-874-9099 023-623-4323 024-525-4085 029-225-6603 028-625-2660 027-224-1809 048-863-1873 043-307-8272 03-3445-8751	石福山長岐静愛三滋京大兵奈和泉川井梨野阜岡知重賀都阪庫良山県県県県県県県県県県県県県県	076-259-6510 0776-25-2064 055-232-1071 026-235-3612 058-216-3670 054-272-7396 052-953-7443 059-225-4181 077-524-2311 075-722-2051 06-6943-5603 078-361-8097 0742-33-3140 073-431-0657	岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿à山島□島川媛知岡賀崎本分崎島県県県県県県県県県県県県県県	086-222-3598 082-532-1200 083-928-7512 088-623-7400 087-862-3334 089-924-3305 088-855-5100 092-651-5115 0952-25-1432 095-824-6329 096-362-3061 097-537-4858 0985-25-1466 099-222-8332
神奈川県新 潟 県富 山 県	045-212-1102 025-378-2540 076-442-0285	和歌山県 島 取 県島 根 県	073-431-0657 0857-29-8590 0852-26-0651	鹿児島県 沖 縄 県	099-222-8332 098-891-8960

ご不明な点は、各都道府県生活衛生営業指導センター 又は 全国生活衛生営業指導センターにご相談ください。

公益財団法人 全国生活衛生営業指導センター

住所 〒105-0004 東京都港区新橋 6-8-2 全国生衛会館 2階 TEL O 3-5 7 7 7-0 3 4 1 FAX O 3-5 7 7 7-0 3 4 2 URL http://www.seiei.or.jp/smoking/index.html

商業・サービス業・農林水産業活性化税制

- 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備(1台60万円以上) 又は器具・備品(1台30万円以上)を取得した場合に、特別償却(30%)又は税額控除(7%) (※)を認める措置。
- 消費税率の引上げを見据えつつ、<u>商業・サービス業を営む中小企業者等の設備投資と経営改善を引き続き</u> 促進すべく、本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善によって、年間2%以上の売上高又は営業利益 の伸びが達成できると見込まれることを要件として追加した上で、本税制措置の適用期限を2年間延長。

概要 【適用期限:平成32年度(2020年度)末まで】 ※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

経営改善指導等に基づく設備投資

【活性化に資する設備の例】

<飲食店の例>



- ・「画像識別機能付き POSレジ」を導入し、レジ 精算の効率化、接客サー ビスの向上を実現。
- ・POS連携により、売れ筋 商品を把握し、売上の向 上につながる。

<介護業の例>



- ・「介護用浴槽」を導入し、 大幅な効率化により生産 性が向上。
- ・介護従事者の負担も減少し、離職率も低下。

中小商業・サービス業等



②経営改善指導等 に基づく設備投資

税制措置

(特別償却30%又は税 額控除7%)

経営改善指導等を行う機関

- •都道府県中小企業団体中央会
- 商工会議所
- •商丁会

①経営改善指導等

- · 商店街振興組合連合会
- •認定経営革新等支援機関 等

「経営の改善に関する指導及び助言を受けた旨を明らかにする書類」において、

|本税制措置を用いて行う設備投資と経営改善に |よって、年間2%以上の売上高又は営業利益の | 伸びが達成できると見込まれること

についてアドバイス機関から確認を受けた上で、経営 改善に係る指導・助言を受ける。



神奈川県中小企業制度融資

政策連動資金(受動喫煙防止対策融資)

受動喫煙防止対策資金利用のご案内

神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例に適合する煙の流出防止措置や喫煙区域等を整備しようとする中小企業者の皆様にご利用いただける受動喫煙防止対策融資と、融資に伴い発生する約定利子を補助する利子補給を行います。

ここで、その融資や利子補給の手続きについてご案内します。



金融機関への融資申込みの前に県へ対象認定申請をしましょう

この政策連動資金(受動喫煙防止対策融資)を利用して煙の流出防止措置や喫煙区域の設置をしようとする事業者の方は、金融機関への融資申込みを行う前に、神奈川県の対象施設認定書(実施要領様式12)の交付を受けておく必要があります。この認定書は、事業者の方が導入を予定している設備等が条例に適合する喫煙区域等を整備するためのものであることを認定するもので、この認定書を添付して金融機関に融資の申込みをすることになります。

横浜市・川崎市内の融資利用者(施設管理者)の方は、神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課に、それ以外の市町村内の融資利用者(施設管理者)の方は、当該市町村を所管する保健福祉事務所等(最終面参照)に認定申請を行ってください。

◎ 認定申請に必要な書類

- 1 政策連動資金(受動喫煙防止対策融資)等対象施設認定(申請)書(実施要領様式12)
- 2 役員等氏名一覧表(対象施設認定要領第1号様式)
- 3 喫煙区域設備等整備予定仕様書
- 4 事業計画書
- 5 工事見積書、設計書、図面、カタログ等
- 6 事業税の未納がない旨の納税証明書の写し
- 7 施設を設置できることを証明する書類(登記事項証明書(不動産登記法に係るもの)等)
- 8 法人の場合は、定款の写し及び登記事項証明書(商業登記法に係るもの)

※ 対象施設認定書の交付を受けた事業者の方は、融資を利用した受動喫煙防止対策の工事が完了の後はすみやかに、県への完了報告書(対象施設認定要領第3号様式)の提出が必要となります。



金融機関へ融資申込みをしましょう

ステップ1で県の認定書の交付を受け、政策連動資金(受動喫煙防止対策融資)の融資を受けたい事業者の方は、その認定書等を添付して取扱金融機関へ融資の申込みを行ってください。

■ 政策連動資金(受動喫煙防止対策融資)の内容

	県内において同一事業を1年以上継続して行っている中小企業者であって、常時使用する従		
	業員の数が30人(卸売業・小売業・サービス業を主たる事業とする事業者については、10		
対象者の資格	人。ただし、医業を主たる事業とする法人(会社を除く)及び中小企業信用保険法施行令第1		
	条の2各号に掲げる業種(宿泊業・娯楽業)にあっては、30人)以下の者(特定非営利活動法		
	人を含む)		
対象となる経費	┃ 政策連動資金(受動喫煙防止対策融資)等の対象施設認定要領に定める煙の流出防止措置		
対象とはの軽負	の設備や喫煙区域の設置に要する経費		
資金使途	設備資金(煙の流出防止措置の設備や喫煙区域の設置に要する資金に限ります。)		
融資限度額	2, 500万円		
E1 1/2 7-1	年利2. 1%以内		
融資利率	(利率については、経済変動等の事情により、変わる場合があります。)		
融資期間	1年超5年以内		
返済方法	毎月割賦返済(1年以内の据置可能)		
担保	必要に応じて物的担保を提供する。		
保証人	法人の代表者は必ず連帯保証人となります。その他の連帯保証人は原則不要です。		
是 四/2007	すべて県信用保証協会の信用保証を付けていただきます。		
信用保証	保証料率は、別に定めるところによります。		
	1 融資申込書(要綱第2号様式)		
	2 財務書類		
	3 事業税の未納がない旨の納税証明書の写し		
	4 初めて県信用保証協会を利用する場合は、定款の写し及び登記事項証明書(履歴事項		
融資申込みに	全部証明書)(法人)又は住民票(個人)		
必要な書類	5 見積書及び政策連動資金(受動喫煙防止対策融資)等の対象施設認定要領に定める図		
	面その他の書類		
	6 行政庁の許認可等を必要とする事業を営む場合は、その許認可書等の写し		
	7 政策連動資金(受動喫煙防止対策融資)等対象施設認定(申請)書(実施要領様式12)		
	※ ここに挙げた書類以外にも、金融機関等が書類の提出をお願いする場合があります		
	銀行(みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・群馬・きらぼし・横浜・第四・山梨中央・北陸・		
	静岡・スルガ・阿波・SBJ・東日本・東京スター・神奈川・大光・静岡中央)		
申込書提出先	信用金庫(横浜・かながわ・湘南・川崎・平塚・さがみ・中栄・中南・さわやか・芝・西武・		
取扱金融機関	城南•世田谷•多摩•山梨)		
	商工組合中央金庫		
	信用組合(ハナ・神奈川歯科医師・横浜幸銀・横浜華銀・小田原第一・相愛)		

- このほか、日本政策金融公庫で貸付を行っている振興事業貸付(受動喫煙防止設備)があります。
- 振興事業貸付(受動喫煙防止設備)の詳細については、日本政策金融公庫の県内各支店(最終面参照)にお問い合わせください。
- こちらの融資を利用しても、融資期間が1年を超え5年以内で、上記の対象者の資格を満たしていれば利子補給の対象となります。
 - ※注意)利子補給の申請には、融資申込みを行う前に県の対象施設認定書の交付を受けておく必要があります。日本政策金融公庫の融資利用に係る利子補給についての詳細は、神奈川県健康増進課までお問い合わせください。☎ 045-210-5025 (直通)



県へ利子補給申請をしましょう

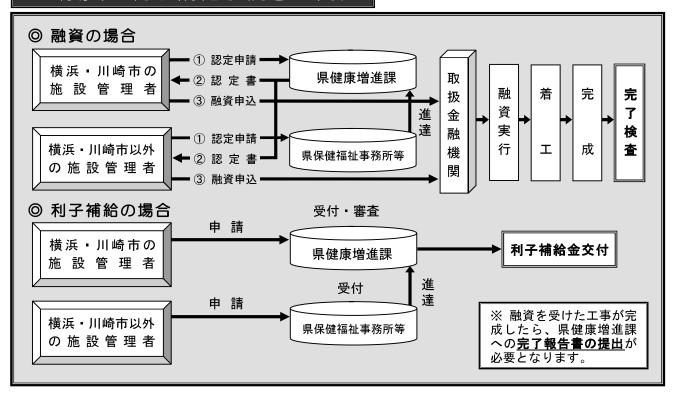
ステップ1で県の認定書の交付を受け、ステップ2で政策連動資金(受動喫煙防止対策融資)の融資を受けた事業者の方が、その融資利率の一部について県から補助を受けたい場合には、神奈川県(健康増進課又は保健福祉事務所等)に利子補給の交付申請を行ってください。その際は、毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子の合計額に基づいて、翌年1月31日までに申請してください。

横浜市・川崎市内の融資利用者(施設管理者)の方は、神奈川県健康医療局保健医療部健康増進課に、それ以外の市町村内の融資利用者(施設管理者)の方は、当該市町村を所管する保健福祉事務所等(最終面参照)に交付申請を行ってください。

■ 中小企業受動喫煙防止設備資金利子補給の内容

対象者の資格	「政策連動資金(受動喫煙防止対策融資)」の融資を受けた事業者、又は融資申込み前に 県の認定を受けて日本政策金融公庫の「振興事業貸付(受動喫煙防止設備)」の融資を受 けた事業者のうち、県内において同一事業を1年以上継続して行っている者で常時使用す る従業員の数が30人(卸売業・小売業・サービス業を主たる事業とする事業者については、 10人。ただし、医業を主たる事業とする法人(会社を除く)及び中小企業信用保険法施行令 第1条の2各号に掲げる業種(宿泊業・娯楽業)にあっては、30人)以下の者(特定非営利 活動法人を含む)		
対象となる利子	政策連動資金(受動喫煙防止対策融資)等の対象施設認定要領に定める煙の流出防止措置や喫煙区域の設置に係る経費についての融資又は日本政策金融公庫の「振興事業貸付(受動喫煙防止設備)」の融資に係る約定利子		
利子補給率	融資利率の1/2以内		
申請時期	毎年1月1日から12月31日までの間に支払った約定利子の合計額に基づいて、翌年1月 31日までに申請してください。		
申請書類	1 利子補給金交付申請書(交付要綱第1号様式) 2 当該融資に係る貸付残高証明書 ※ 約定完済又は繰上げ完済した年の交付申請は、残高証明書に替え証明書(交付要綱第2号様式)を添付してください。 3 取扱金融機関と締結した金銭消費貸借契約書の写し ※ 2回目以降の交付申請にあたっては、条件変更がない限り省略することができます。 4 返済予定表 ※ 2回目以降の交付申請にあたっては、条件変更がない限り省略することができます。 5 神奈川県中小企業制度融資申込書(保証付融資)の写し又は日本政策金融公庫の借入申込書及び振興事業に係る資金証明書の写し 6 政策連動資金(受動喫煙防止対策融資)等対象施設認定(申請)書(実施要領様式12)の写し		
申請書提出先	横浜市・川崎市で 喫煙区域等の整備をする事業者 神奈川県健康医療局 保健医療部健康増進課 横浜市・川崎市 <u>以外で</u> 喫煙区域等の整備をする事業者 各保健福祉事務所等		

■ 融資・利子補給手続きの流れ



○ 金融機関への融資申込み前の対象施設認定申請と利子補給の申請窓口

	名 称	所 在 地	所 管 区 域
	奈川県健康医療局 建医療部健康増進課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 電話(045)210-5025(直)	横浜市、川崎市
平均	塚保健福祉事務所	〒254-0051 平塚市豊原町6-21 電話(0463)32-0130(代)	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、 伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町
鎌江	倉保健福祉事務 所	〒248-0014 鎌倉市由比ガ浜2-16-13 電話(0467)24-3900(代)	横須賀市、鎌倉市、逗子市、 三浦市、葉山町
小	田原保健福祉事務所	〒250-0042 小田原市荻窪350-1 (小田原合同庁舎内) 電話 (0465)32-8000(代)	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町
	足柄上センター	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島2489-2 (足柄上合同庁舎内) 電話(0465)83-5111(代)	南足柄市、中井町、大井町、松田町、 山北町、開成町
厚	木保健福祉事務所	〒243-0004 厚木市水引2-3-1(厚木合同庁舎内) 電話 (046)224-1111(代)	相模原市、厚木市、大和市、海老名市、 座間市、綾瀬市、愛川町、清川村

○ 日本政策金融公庫の融資申込み先

※注意)利子補給の利用を予定している場合には、<u>融資申込み前に</u>県の認定書の交付を受けておく必要があります。

名 称	所 在 地	所 管 区 域
日本政策金融公庫 横浜支店	〒231-8831 横浜市中区南仲通2-21-2 電話 (045)201-9912(代)	横浜市中·南·港南·磯子·金沢の各区、鎌倉·藤沢· 茅ヶ崎·逗子·横須賀·三浦の各市、葉山町
日本政策金融公庫 横浜西口支店	〒220-0004 横浜市西区北幸1-11-7 日本生命ビル 電話 (O45)311-2641(代)	横浜市西・神奈川・保土ヶ谷・港北・戸塚・栄・泉・旭・ 緑・瀬谷・青葉・都筑の各区
日本政策金融公庫 川崎支店	〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル 電話 (044)211-1211(代)	川崎市、横浜市鶴見区
日本政策金融公庫 小田原支店	〒250-0014 小田原市城内1-21 小田原商工会館ビル 電話 (0465)23-3175(代)	小田原・平塚・秦野・南足柄の各市、大磯・二宮・中井・ 大井・松田・山北・開成・箱根・真鶴・湯河原の各町
日本政策金融公庫 厚木支店	〒243-8575 厚木市中町3-11-21 明治安田生 命厚木ビル 電話 (046)222-3315(代)	厚木・相模原・大和・伊勢原・海老名・座間・綾瀬の 各市、寒川・愛川の各町、清川村